## 3「報告論文」投稿要領

- 1. 報告論文の投稿資格者は、投稿の意思表示をした個別報告会または分科会で報告した者とする。
- 2. 報告論文投稿の意思表示は、個別報告会または分科会の応募時に行う。
- 3. 投稿資格を得たものは、大会終了後、2週間以内に、学会事務局が示す報告論文書式にしたがって作成した報告論文原稿と投稿票の PDF ファイルを学会ホームページに示す方法により提出する。この期日内に提出されたもののみ審査対象とする。なお、投稿を取り止める場合は、学会事務局まで速やかに申し出る。
- 4. 報告論文の審査は、原則として審査員 2 名で行い、論文掲載の決定は常任編集委員会において行う。但し、当該投稿論文の執筆者に常任編集委員が含まれる場合は、それらの者を除く常任編集委員の合議により決定する。
- 5. 審査終了後の原稿は、審査員および常任編集委員会が修正を要求した箇所以外に、常任編集 委員会の承諾なしに変更を加えてはならない。
- 6. 図表を含め刷り上り原則 4 頁とし、最長で 6 頁までとする。但し、組版の段相で印刷所の判断により超過した場合はこの限りでない。なお、報告論文書式は、個別報告予稿原稿書式とは異なるので注意する。
- 7. 「別刷」は作成しない。
  - 1.2000年02月01日施行
  - 2.2001年04月22日 一部改正
  - 3.2002年04月27日 一部改正
  - 4. 2003 年 10 月 03 日 一部改正
  - 5. 2005 年 09 月 15 日 一部改正
  - 6.2007年09月12日 一部改正
  - 7.2008年09月10日 一部改正
  - 8. 2009 年 10 月 17 日 一部改正
  - 9. 2011 年 09 月 08 日 一部改正
  - 10.2014年09月20日 一部改正
  - 11.2023年03月26日 一部改正
  - 12.2024年03月24日 一部改正